

社会福祉法人町田市社会福祉協議会町田ボランティアセンター設置及び運営規程

(目的)

第1条 この規程は、町田市におけるさまざまな分野のボランティア活動を推進し、支援するための町田ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営について定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名 称 町田ボランティアセンター
- (2) 設置場所 町田市原町田4丁目9番8号

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ボランティア活動に関する調査・研究
- (2) ボランティア活動に関する普及・啓発
- (3) ボランティア活動に関する研修
- (4) ボランティア活動に関する相談・連絡及び調整
- (5) ボランティア活動に関する情報の収集・提供
- (6) その他、ボランティア活動など、市民活動の推進に必要な事業

(休所日)

第4条 センターの休所日は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

2 前号の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(開所時間)

第5条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(センター長)

第6条 センターにセンター長を置き、会長が任免する。

2 センター長は、センターの事務を統括する。

(運営委員会)

第7条 センターの円滑で効果的な事業運営を行うためにセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第3条に掲げる事業の企画及び推進に参画する。

3 委員会は、15名以内で組織し、学識経験者、ボランティア団体、特定非営利活動法人団体、関係行政機関、本会役員など、多様な活動分野から選出した者をもって構成し、会長が委嘱する。

4 委員会には、委員の互選により委員長及び、副委員長の各1名を置く。ただし、委員長はセンター長が兼ねることはできない。

5 委員長は、委員会を統括し委員会を招集する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは代行する。

7 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

8 委員に欠員が生じたときは、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(準用)

第8条 この規程に定めのない事項は、本会諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。これにより、町田ボランティア・センターの設置及び運営に関する規程（平成2年3月1日制定）及び町田ボランティア・センター運営委員会要綱（平成2年3月1日制定）は廃止する。

平成16年4月1日 制 定

平成19年4月1日 一部改正

平成23年6月1日 //